

美咲町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和8年度～令和12年度)

岡山県久米郡美咲町

目 次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
3	産業の振興	16
4	地域における情報化	24
5	交通施設の整備、交通手段の確保	27
6	生活環境の整備	32
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
8	医療の確保	43
9	教育の振興	45
10	集落の整備	49
11	地域文化の振興等	52
12	再生可能エネルギーの利用の推進	55

1 基本的な事項

(1) 美咲町の概況

本町(旧中央町・旭町・柵原町)は、それぞれの地域において、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法及び令和3年に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、国・県の支援を受けながら総合的かつ計画的な過疎対策事業を積極的に実施してきました。

その結果、過疎地域住民の生活の基盤である公共施設の整備は着実に進んできましたが、依然として少子高齢化の進行と人口の流出に歯止めはかからず、地域の産業経済は停滞し、生活基盤の格差も依然として大きく厳しい状況が続いています。

今後は、地域の特性に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施しながら、産業振興の強化、情報通信基盤の整備とその活用、少子化対策、地域自治区等を活用した住民参加による協働のまちづくりを進め、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要があります。

このため、令和8年度から令和12年度までの自立促進方針を策定し、住民参加による地域経営等、地域の特性に応じた施策の積極的、重点的な展開を図っていくものです。

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 位置及び自然的条件

① 位置・地勢

本町は、岡山県の中央部に位置し、県北部の中心都市である津山市の南部に隣接し、県北部や南部とJR津山線、国道53号、国道374号、国道429号などで結ばれています。また、本町から約25kmに岡山桃太郎空港が位置しています。

本町の総面積は232.45km²で、久米郡最高峰の二上山(689.2m)をはじめとした山間地となだらかな平坦地が続く、標高50～690mの地形となっています。

本町の東部には岡山県三大河川である吉井川が、西部には旭川が流れています。

◇位置図



◇地形図



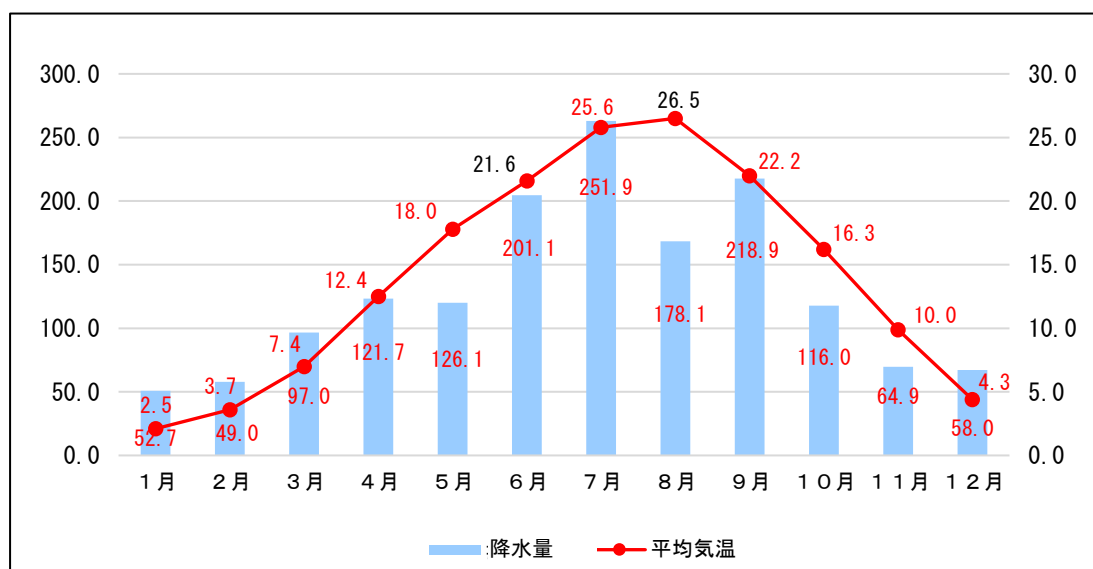
国土地理院 1/200,000 地勢図：「高梁」、「姫路」 80%縮小

② 気象

本町は、中国山地からくる内陸型と瀬戸内海からくる海洋型気候からなり、津山特別地域気象観測所における平均気温は14.1℃で、年間降水量は1557.1mmです。

降霜期間は、11月中旬から4月下旬で、降霜期間が長くなっています。

■ 2011年～2021年の平均気温・降水量（津山特別地域気象観測所）



③ 地域の沿革

本町が属する久米郡は、奈良時代に備前国6郡を割いて美作国を設置した時の1つの郡にあたります。その後、戦国時代には、毛利、宇喜多や尼子氏などの有力戦国大名が統治し、久米郡は久米北条郡と久米南条郡とに分かれていました。

その後、明治時代には久米北条郡と久米南条郡が、再び合併して久米郡となりました。

本町の各地域は、戦後の「昭和の大合併」などにより、それぞれ誕生し、「平成の大合併」を経て、現在の町を形成しています。

◇旧町の主な沿革

旧町名	施行年月日	合併形式	関係町村名
中央町	昭和30. 1. 1	合体	久米郡加美町、三保村、打穴村、大坪和村
	昭和58. 9. 1	境界変更	久米郡久米町の一部
旭 町	昭和28. 4. 1	合体	久米郡坪和村、倭文西村、西川村
	昭和28. 7. 1	編入	御津郡江与味村の一部
	昭和36. 10. 1	境界変更	真庭郡落合町の一部
柵原町	昭和30. 1. 1	合体	勝田郡飯岡村、南和気村、北和気村、久米郡吉岡村

資料：岡山市町村年報

(イ) 社会・経済的条件

県北部と南部を結ぶ国道として、本町の中央部には国道53号、東部には国道374号、西部には国道429号がそれぞれ南北に縦断しています。また、本町の東部には、美作岡山道路が計画されており、県南部との利便性の向上が期待されています。

本町の北側に位置する津山市には、中国縦貫自動車道が横断しており、高速交通網との連絡も可能です。また、空港津山道路が計画されており、利便性や岡山桃太郎空港などへのアクセスの向上が期待されています。

本町の連絡道路となる勝央仁堀中線、落合建部線、津山柵原線などが整備されています。

イ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は、昭和35年の旧町当時32,864人でしたが、人口の流出により過疎化が進み、昭和50年には20,815人に減少しました。昭和50年以降、人口の減少率はしだいに鈍化し、昭和60年にはいったん増加に転じますが、その後は再び減少傾向にあり、令和2年の国勢調査人口は、13,053人となっています。

人口の内訳をみると、少子化、高齢化の傾向は急速に進行しており、令和2年では町民の41.5%が65歳以上の高齢者で、これに比べ0歳から14歳の子どもは10.9%となっています。

(イ) 旧過疎活性化法等に基づくこれまでの対策並びに現在の課題と今後の見通し

本町は、津山広域市町村圏に属し、その中心都市である津山市に接続し、古くから農業を中心として発展してきました。

高度経済成長とともに、過疎化が進行し、昭和45年以来、4次にわたる過疎対策の特別措置法に基づき、人口の急激な減少を防止するとともに人口減少がもたらした社会機能の低下に対応した地域の振興を図るため、国・県・町が一体となって、それぞれの厳しい社会経済条件の中で創意工夫をこらしながら、生活基盤の整備や各種の公共施設を整備するなど一定の成果を挙げてきました。しかし、その間、若年者の流出が続いた結果、急激に高齢化が進み、地域社会の担い手は不足しています。

最近、住民の意識や価値観が変化し、個人の所得より、生活を取り巻く環境に大きく目が向けられるようになりました。大都市に比べゆとりのある土地や美しい自然、温かい人間関係など落ち着きのある「美しい郷土」への関心が高まり、地域社会の再編成が期待されています。

ウ 社会経済的発展の方向

近年の社会情勢は急速に変化しており、本町においても依然として続く人口減少と著しい少子高齢化の進行、これらに伴う地域コミュニティの希薄化に直面しており、さらには地域経済の低迷、厳しい財政状況など、住民生活にかかわる多くの課題を抱えています。

このような状況のなか、将来にわたって住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、時代の流れを見据えながら、本町固有の特性を活かした個性あるまちづくりが求められています。

(ア) 産業構造の変化への対応

本町の経済的な発展の最大の課題は、生産年齢人口が15年間で約25.8%減少したことによる全産業での担い手不足です。

本町の基幹産業である農林水産業は、農業人口の減少、価格競争の激化、遊休農地や荒廃農地の増加等の課題が顕著になっており、持続可能な新しい農業への転換が必要となっています。

このため、従来の生産中心の構造から脱却し、スマート農業等による生産の効率化、ブランド化による高付加価値化、6次産業化・農山村発イノベーションを目指します。

また、雇用の創出のため、製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等への過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の優遇措置を活用するとともに、移住起業、地域課題解決型の起業の支援を積極的に推進します。

さらに、美咲町版DMOを中心として、美咲町固有の観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗等の地域資源を活かした観光振興により、交流人口や関係人口を増やし、地域

経済を活性化させます。

(イ) 地域共創の推進

本町は中山間地域に位置し、人口減少と高齢化が深刻化しています。これは、生活インフラ機能や防災・減災対応能力の低下、そして最も重要な地域コミュニティ機能の低下を招く、地域の持続可能性の根幹に関わる課題です。

この地域課題を克服し、持続可能なまちを構築するために、人口減少を真正面から受け止め、これまでは当たり前とされていた意識や発想から転換します。

住民が主体となる小規模多機能自治の拡充や全世代型地域包括ケアシステムの確立、シビックテック活動の推進、地域学校協働活動の充実など、地域住民を始めとする多様な担い手がそれぞれに役割を果たしながら、主体的に参画・共創できる「自律し自立する」まちづくりに共に取り組むことで、地域課題の解決を図ります。

(ウ) 若者・女性の定住・移住促進

若者・女性の定住と移住を促進するため、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）やジェンダーバイアス（性別役割分担意識）、ジェンダーギャップ（男女の性差による格差）から生まれる閉塞感の解消に取り組みます。

合わせて、若者・女性が、主体的にまちづくりに参画・共創できる仕組みを創るとともに、若者・女性の挑戦、やりたい声の実現に向け、住民や企業、教育機関、行政など、まち全体で応援する仕組みを創ります。

これからも過疎化は依然進行することが予想されますが、今後も引き続き、第4次美咲町振興計画、第3期みさき創生総合戦略、美咲町過疎地域持続的発展市町村計画等の推進により、定住環境の整備に努め、地域の持続的発展に引き続き最大限の努力をしていくことを基本的な方向とします。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和55年を基点に比較し、平成2年までの10年間に5.3%の減少率となっています。平成12年までの20年間で12.3%の減少率となり、平成22年までの30年間で21.9%、令和2年までの40年間で34.8%となっています。

過疎地域特有の年少人口・生産年齢人口の減少が目立ち高齢化が急速に進んでいます。

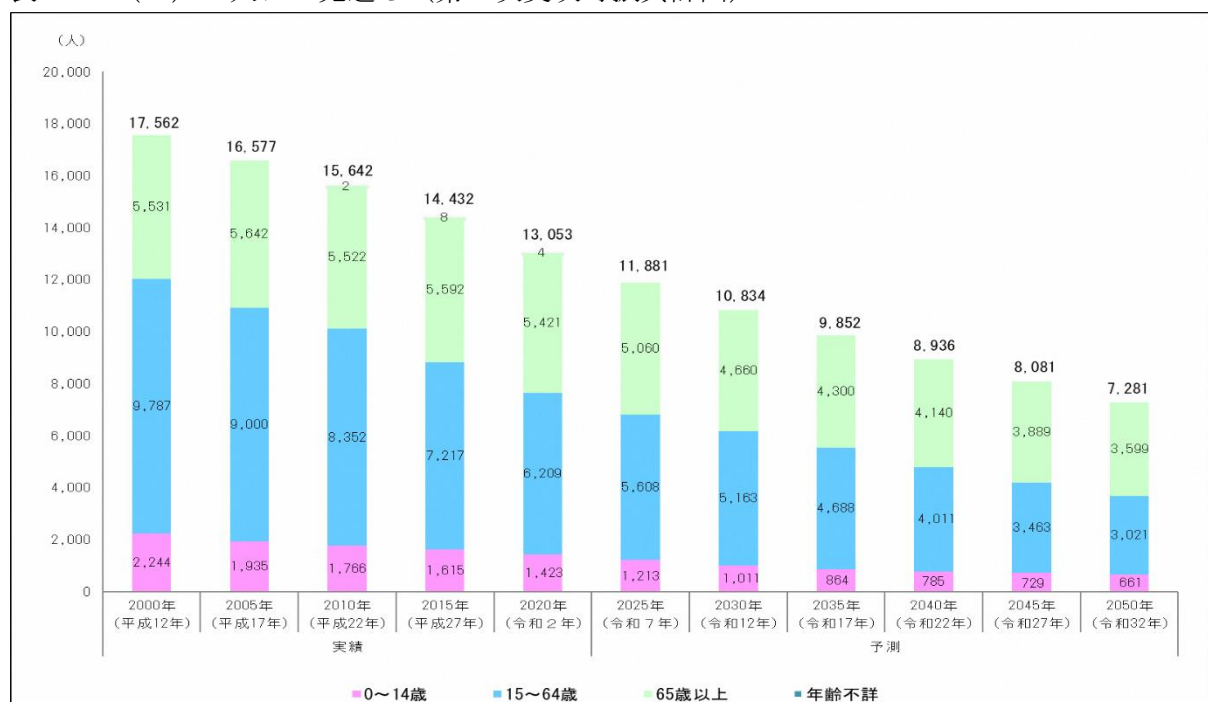
今後は、都市部への人口流出を極力食い止めるため、地場産業の振興、若者定住促進施策等の諸施策を積極的に推進し、人口の減少に歯止めをかけ、現状を維持していきます。

就業人口は、年々減少しており、令和2（2020）年では、6,333人となっています。

1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 1 7 年		平成 2 7 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,029	人 18,972	% △5.3	人 16,577	% △12.6	人 14,432	% △12.9	人 13,053	% △9.6
0 歳～14 歳	3,463	3,085	△9.2	1,935	△37.3	1,615	△16.5	1,423	△11.9
15 歳～64 歳	12,779	11,431	△10.5	9,000	△21.3	7,217	△19.8	6,209	△14.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,006	2,391	△20.5	2,131	△10.9	1,428	△33.0	1,230	△13.9
65 歳以上 (b)	3,787	4,456	17.7	5,642	26.6	5,592	△0.9	5,421	△3.1
(a)/総数 若年者比率	15.0	12.6		12.9		9.9		9.4	
(b)/総数 高齢者比率	18.9	23.5		34.0		38.7		41.5	

表 1-1 (2) 人口の見通し (第 4 次美咲町振興計画)



(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 行財政の状況

近年の時代の急速かつ急激な変化により、住民のニーズは極めて多様化し複雑化の度合いを増してきています。しかし、行政は住民福祉向上のため、効率的かつ効果的な財政運

営が必要とされます。

「地方で出来ることは地方で」と、国は今までの施策を方向転換し、地方自治体も自己責任の時代となってきました。これまでのように国に頼った施策は実施しがたくなっている上に、少子高齢化・国際化・高度情報化等時代の流れも大きく変化してきています。

そのため、行政が取り組む課題も複雑多岐にわたり、地方分権時代の中でますます責任ある行政組織が求められています。

こうした中で、限られた財源を有効に活用するため、住民の理解と協力を求め、施策の適正規模、受益者の負担などバランスのとれた行財政運営を長期的な計画の下、実施する必要があります。

長引く景気の低迷により経済成長と同様に、税収も減少の状況にあります。限られた財源の中で、行政需要の高度化・多様化に対処するためには、経常的経費を中心とした歳出の抜本的な見直しを行い、効率的かつ有効な行政運営が求められ、行政全体の課題として新たな発想と決意をもって取り組むことが必要です。

当町の財政運営は、毎年度決算において黒字決算となっていますが、決してゆとりあるものではなく、内容においては様々な問題を抱え、厳しい財政運営となっています。

歳入のうち、町税が10%前後の低い構成比です。このため地方交付税・国県支出金・町債等への依存度が高く、今後、国の財政事情により削減・減少が避けられないことが不安視されます。

歳出は、抜本的な見直しを行ってきてはいるものの、年々増加する公債費が財政を圧迫しています。地域経済の安定的な発展に資するため、財政運営適正化計画等による長期的な見通しに基づき、公債費の抑制や経費全般において節減合理化を図るなど、健全財政に向けてなお一層の努力を必要とします。

これからは、依存財源の伸びも期待できないため、自主財源の確保に努め、財政収支のバランスを保ちながら、広域圏により効率的な行政運営に取り組み、より健全で効率的な財政運営を執行するよう努めます。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

区分	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	13,117,044	11,640,070	13,881,880
一般財源	8,237,975	7,729,729	8,194,189
国庫支出金	1,367,325	800,529	2,693,913
都道府県支出金	789,964	626,345	835,339
地方債	1,155,673	842,950	1,792,685
うち過疎対策事業債	353,700	206,800	1,277,700
その他	1,566,107	1,640,517	365,754
歳出総額 B	12,089,784	10,801,977	13,085,457
義務的経費	5,180,921	4,709,699	4,319,731
投資的経費	2,160,485	1,017,045	2,413,897
うち普通建設事業	1,991,497	1,012,501	2,109,316
その他	4,721,413	4,848,433	5,054,129
過疎対策事業費	373,700	226,800	1,297,700
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,027,260	838,093	796,423
翌年度へ繰越すべき 財源 D	170,151	42,233	15,075
実質収支 C-D	857,109	795,860	781,348
財政力指数	0.24	0.25	0.25
公債費負担比率	25.6	22.4	14.6
実質公債費比率	19.2	12.1	9.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.1	86.6	82.7
将来負担比率	—	—	33.3
地方債現残高	18,047,855	12,169,204	12,014,088

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市町村道				
改良率 (%)	18.0	25.9	29.0	29.9
舗装率 (%)	54.6	62.5	66.0	67.7
農道				
延長 (m)	72,492.0	97,808.0	82,949.0	82,949.0
耕地 1 ha 当たり 農道延長 (m)	23.9	29.6	36.5	37.7
林道				
延長 (m)	71,584.0	99,502.0	100,965.0	80,482.6
林野 1 ha 当たり 林道延長 (m)	5.5	7.0	6.2	20.9
水道普及率 (%)	85.6	96.0	96.4	98.1
水洗化率 (%)	5.6	14.7	61.2	71.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 住民が主役の誰もが交流する幸せなまちづくり

住民と行政との協働のまちづくりを進めるため、住民が必要とする情報の提供や住民ニーズの把握など、広報・啓発活動の充実を図るとともに、住民ニーズに対応するため住民の自主的な活動やボランティア活動などの支援を行い、住民が主役のまちを目指します。

また、地域資源を利活用した地域間交流で、都市と「人・もの・情報」の流れを活発にし、地域の活性化や人づくりを進めます。

さらに、優先度や実効性を配慮しながら計画的に行政運営を行うとともに、行政の一層の効率化と健全な財政運営に努め、持続可能で安定した行財政の確立を目指します。

イ 健やかに生き活きと暮らせる幸せなまちづくり

少子高齢化に対応していくため、子育て支援や高齢者、障がい者への福祉サービスを充実させるとともに、住民が生涯を通じて健康でいられるよう介護予防や健康づくりを推進します。

また、既存施設の有効利用や専門的な知識や技術を持った人材の育成・確保など総合的な取り組みを進め、きめ細やかなサービスを提供できるよう努めるとともに、保健・医療・福祉を強化し、住民がいつまでも健やかでいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

ウ 自然と共生し、安全・安心を感じられる住みやすい幸せなまちづくり

地域に広がる豊かな自然環境や良好な農村景観を郷土の誇りとして後世に伝えていくために、自然と調和した土地利用と自然環境を保全するための基盤を整備するとともに、省エネルギー対策やリサイクル活動の推進など循環型社会を構築し、自然と共生したまちづくりを目指します。

また、住民の日常生活に関わる交通網や情報網などの生活基盤の整備を進めるとともに、合併浄化槽など住民の生活環境の向上を図るためのライフラインの整備に努めます。

さらに、住民の生命や財産を守るため防犯・防災、交通安全対策の強化に努め、住民が安全・安心を感じられるまちづくりを目指します。

エ ふるさとを愛し、伝統を受け継ぐ文化の薫る幸せなまちづくり

地域が有する歴史や伝統、文化を保存・継承していくために、既存の文化財や施設を保全・活用し、全ての人が先人の知恵を学び教養を深めることができるように努めるとともに、今までの文化を継承しながら、新たな文化を住民自らがつくりあげ、それが地域全体に広がっていくよう文化の薫るまちづくりを目指します。

まちづくりの根幹は人づくりです。心豊かな輝く人を育てるためには、地域の特性を生かした教育や生涯を通じて学び続けることのできる学習環境づくりや、スポーツ活動を通じた人づくりが必要です。

また、将来を担う子どもたちにおいては、意欲を持って学ぶこと、互いにつなぐこと、夢の実現のため努力を継続することのできる生きる力をもった子どもたちを育てるとともに、国際化にも対応できるよう乳幼児期からの英語教育を進めるなど教育環境の充実したまちを目指します。

オ 豊かさを実感し、活力をともに生み出す幸せなまちづくり

地域が培ってきた農業の振興や森林資源の有効活用など農林業の一層の発展と、既存企業を中心とした産業の活性化を進めるとともに、企業の誘致や雇用創出を進めるための商工業の振興を図り、雇用・就労環境の向上に努めます。

また、今ある町内の資源を活用し観光の振興を図るとともに、地域の特色や資源を生かした活力あふれる地域産業の振興や新たな産業の創出を図るなど、地域の豊かさを実感し、活力をともに生み出すまちを目指します。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

ア こどもの笑顔があふれるまちづくり（結婚・子育て・こどもの教育）

若者の結婚の夢を叶え、こどもを産み育てたい人が安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。

また、すべてのこどもが自分の選択に基づいて学び、地域に生まれ、成長できる環境づくりを進め、こどもたちの成長を地域全体で見守りながら、こどもの笑顔があふれるまちを創ります。

イ みんなが笑顔でつながるまちづくり（地域福祉・小規模多機能自治・生涯学習）

住民が地域づくりを他人事ではなく自分事として考え、地域の一員として支え合う意識を高めます。

様々な地域課題に対応するため、小規模多機能自治組織、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などと連携し、ボランティア、NPO、住民団体など多様な民間主体の担い手と共に、地域力の高いまちを創ります。

ウ 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり（保健・福祉・医療）

住民のこころとからだの健康を守ると同時に、人々の暮らしを地域全体で支え、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが健やかに、そして、役割と生きがいを持って自分らしく生き活きと安心して暮らすことができるまちを創ります。

エ 安全安心に笑顔で暮らせるまちづくり（防災・防犯・生活インフラ）

近年の激甚化する災害から住民の生命と財産を守るため防災・減災対策を強化するとともに、インフラを適正管理します。

合わせて防犯・交通安全対策の推進や、地域生活交通の充実を図り、誰もが安心して暮らすことができるまちを創ります。

オ にぎわいと笑顔があふれるまちづくり（産業・観光・定住移住）

本町が持つ豊かな自然や文化・歴史、農業・林業・商工業・観光などの資源や魅力を活かした経済基盤を確立し、町内外の活力を取り込みます。

そして、各産業における従事者一人一人が目標とやりがいを持って、望む多様な働き方が実現できるまちを創ります。

カ 未来の笑顔につながるまちづくり（行財政・情報化・広聴広報・広域連携）

今後の人口減少、歳入縮小を見据えたうえで、行政経営の視点に立ち、公共サービスの機能や質の維持・向上を図ります。

ヒト（職員）、モノ（施設・資産）、カネ（予算）、情報などの限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくため、ビルド&スクラップ（何をするために何をやめるのか）を行財政運営の基軸とします。

そしてDXやAXを取り入れ、行政サービス（機能）の集約化を進めます。

財政面では、負担の軽減・平準化を進め、将来のこどもたちに過度の負担を先送りしない財政運営を行い、町民の利便性と行政の効率性が高く、持続可能な“賢く収縮する”まちを創ります。

キ 計画期間における目標人口（まちのみらい）

国立社会保障・人口問題研究所による人口推移を基にすると、令和12（2030）年度の本町の人口は10,834人にまで減少する推計結果が出されています。

人口減少に歯止めをかけることはできないとしても、この減少傾向を少しでも緩やかなものとしていくことが必要であり、本計画の目標年次である令和12年度における目標人口を11,000人とします。

人口目標のための指標

目標設定指数	令和6年度 （現況値）	令和9年度 （目標値）	令和12年度 （目標値）	単位
合計特殊出生率	1.63 （令和5年）	1.5	1.5	%
婚姻率	4.3	4.4	4.5	%
おかやま縁むすびネット登録者数	15	15	20	人
結婚支援制度を活用した成婚数	0	6	12	件
結婚定住祝金交付数	13	14	15	件
結婚新生活支援事業補助金の交付	6件	20	50	件

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その

結果に基づき見直しや改善を行うPDCAサイクルが重要です。

そのため、中間評価と最終評価を実施し、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

生産年齢人口の減少により、消費の縮小や地域活動の担い手の不足、社会保障費の増大や税収の減少等、社会経済全体に影響を及ぼしてきています。

東日本大震災から15年が経過し、移住のニーズは一段落してきたことに加え、平成30年7月の西日本豪雨災害の影響により、岡山県への移住は低調となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により相談、移住件数は増加傾向にあります。

移住希望先として農村・山村といういわゆる「田舎暮らし」よりも、仕事を見つけやすく、生活スタイルに極端な変化が少ない県庁所在地や中核市等の「地方都市暮らし」のニーズが高まっています。

美咲町からの転出先は、津山市や岡山市等、岡山県内の市町村が7割、関西圏が1割で、その他が2割です。美咲町への転入先は、津山市や岡山市等、岡山県内の市町村からが7割、関西圏から1割で、首都圏からは1割を切っています。

移住者と移住者受入側（行政、住民）とのミスマッチについて検証する必要があります。

若い世代を中心とした町内在住者の定着を図り、他の地域からの移住を促すことにより、地域の活力を持続・向上させていくことが求められています。

少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少により、地域活動や産業を支える担い手不足が深刻化し、消費の縮小や税収の減少など、地域社会全体への影響が顕在化しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症を契機として、人々の働き方や暮らし方が多様化し、地方への関心や移住相談は増加傾向にあります。一方で、移住希望者の多くは、いわゆる農山村での「田舎暮らし」よりも、就業機会や生活利便性が確保された地方都市を志向する傾向が強まっています。

本町における人口移動は、転入・転出ともに県内市町村が大半を占め、首都圏等からの流入は限定的であることから、町の魅力や暮らし、仕事に関する情報発信の強化が求められています。また、移住者と受入側との間に生じる意識や期待の違いといったミスマッチへの対応も重要な課題です。

今後は、移住・定住の促進に加え、まずは地域と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り、交流から定住へとつなげる段階的な仕組みづくりを進める必要があります。併せて、若者や女性を重点ターゲットとした戦略的なプロモーションを展開し、県内外からの人の流れを呼び込むとともに、町内在住者の定着を図ります。

人材育成の面では、農林水産業や地域産業における高齢化や後継者不足により、産業基盤の弱体化が進んでいる一方、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスなど、地域課題の解決と経済活動を両立する新たな取組も芽生えつつあります。これらを持続的な動きとするため、地域で暮らす人々が主体となり、課題解決に取り組める人材の育成と確保が不可欠であります。誰もが生きがいを持って働き、暮らし続けることのできる地域の実現に向け、女性や高齢者、障がい者など多様な人材が、それぞれのライフスタイルに応じて能力を発揮できる環境を奨励・支援するとともに、時代の変化を的確に捉えた施策展開により、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) その対策

- ① 地域住民と協働して外国人との交流や学習機会を充実します。
- ② 暮らしの重点エリアを指定し、移住者を誘導します。
- ③ 先輩移住者ネットワークを創り、移住者の相談・支援を充実します。
- ④ 定住支援住宅（お試し暮らし）を整備します。
- ⑤ 美咲町での暮らしのイメージを、SNS・PR動画・ホームページで、ターゲットを絞り情報発信します。
- ⑥ 移住者や技能実習生と地域住民との交流の機会を提供します。
- ⑦ PFIによる賃貸集合住宅の整備を研究します。
- ⑧ 若者・子育て世帯向けの賃貸集合住宅を整備します。
- ⑨ 若者・子育て世帯向けの住宅として空き家を改修します。
- ⑩ 若者・子育て世帯向けの分譲地を整備します。
- ⑪ 町内在住の若者・子育て世帯の定住を支援します。
- ⑫ 若者・子育て世帯が美咲町で暮らすことのメリットを、SNS・PR動画・ホームページで情報発信します。
- ⑬ 若者や子育て世帯の既存定住者・移住者の経済的支援を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	町営分譲住宅団地造成事業 学校から概ね5km以内のエリアに、住宅団地を造成し、分譲する。	美咲町	
		美咲町中間管理住宅整備事業 町内の空家を町が借上げ改修を行い移住希望者へ賃貸を行う。	美咲町	
		美咲町お試し暮らし住宅整備事業 町内の空家を町が買上げ改修を行い、移住希望者へ生活体験できる場を提供する。	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。

- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

食糧をめぐる国際的環境は厳しく、食糧の安定供給と持久力強化の面から農業の重要性がますます高まっており、国内生産により安定供給を図るためには、日本農業の体質強化が急務となっています。

しかし、今日の農業は若年労働力の流出や兼業化、離農、高齢化の進行を背景に構造的な弱体化が進み、停滞傾向が依然として続いています。

米については、平成26年から農地中間管理事業が始まり、地域で話し合った農地の活用や将来の方針を基に担い手へ農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を進めています。

今後、多様な担い手を育成し、多様な水田の利活用、生産性の高い水田営農の展開など需要に応じた売れる米づくりが求められています。

水田は中山間総合整備事業等によるほ場整備が進みましたが、まだ大部分は狭隘な山間、谷間を利用した棚田が多く、畑は急傾斜であるため生産性が低く、経営規模の拡大、大型機械導入等の近代化が図りにくい状態です。併せて後継者不足、離農、鳥獣被害等による耕作放棄地の増加も深刻な問題となっています。

畜産についても、飼料の高騰、担い手の高齢化、後継者不足、畜産物輸入枠拡大等により飼育数は減少しています。

今後はこのような諸問題に対処しつつ、自立的な農業経営体を目指す担い手の育成に努め、組織的、地域ぐるみで農地利用による地域農業の振興を進める必要があります。

農道については、幅員の狭い小規模農道が多く、その上耕作地が点在し整備が遅れています。農業の近代化に伴い、農業経営の大型機械化が急速に進む中、これに対応した農道の新設、改良が必要です。

イ 林 業

本町の森林面積は、16,256haで、総面積の70%を占めています。うち官公造林795ha、民有林は15,461haです。

民有林のうち人工林面積5,591haで、人工林率36.2%となっており約6割が雑木林であることから、今後は人工林率38.0%を目標に計画的に造林を推進していきます。

近年の建築資材は、建築様式の近代化、国内市場規模の縮小や輸入合板、外材の圧迫により国産材の需要が停滞し、価格においても低迷が続き、さらに林業経営においては、労働力不足と悪条件が重なり、造林、保育に対する意欲が低下しています。また、不在村化による林業離れ、後継者不足や高齢化等の問題により、多くの人工林は十分な手入れが行われず荒廃し、森林資源の低迷も招いています。

森林は、林産物の供給、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、自然や林業とのふれあいの場等、公益的性格を持つものであり、町土の約74%を占

める林野の活用、整備はこれからの林業経営の生活安定に資する大きな課題であります。

近年、特に減少している労働力、山林の高度利用対策からも、林道の開設、改良は急務であり、計画的な整備を進める必要があります。

ウ 商工業

本町の商工業を取り巻く情勢は、情報化が急速に進展する中で、物流の広域化、情報のスピード化、多様化など急速に変化する経済の流れに乗り切れず、過疎化、高齢化により将来への展望を切り開くことが困難な状況にあります。

高速交通体系の整備や、インターネットをはじめとする次世代情報通信基盤を活用する体制整備の推進が求められています。

① 商業

本町の商業は、食料品、日用品、衣料品等、生活消耗資材の販売を主体とした中小零細規模の商店経営が大半となっています。

特に近年の車社会、インターネット等による情報通信体制の進行により、近隣市町への消費者の流出が続いており、設備投資やイベント等による活性化への取り組みがなされてはいますが、町外から集客ができるまでには至っていません。

また、商店の経営悪化、後継者不足も深刻化し、店舗数は減少の一途をたどっており、空き店舗も増え、近くで買い物できる場所が減ってきています。

② 工業

本町の企業誘致は、工業用水、労働力、交通体系等、条件整備が不十分ですが、これらの基盤整備を図るとともに、美咲町が整備している情報通信基盤（みさきネット）を活用しながらIT産業などの誘致を検討していきます。

エ 観光・レクリエーション

週休二日制、テレワーク等の普及など、労働時間の短縮により、観光、レクリエーションへの需要が増大しています。余暇時間の増大は、都市部の人々のレジャーに対する考え方に変化をもたらし、近年の観光スタイルは、個人客志向、目的の多様化がみられ、これまで多かった物見遊山の観光スタイルではなく、個々の趣味、嗜好に合わせたその土地ならではのツーリズムを、個人もしくは小単位のグループ自らが企画するケースが増え、滞在型で地域の資源を活かした体験型、交流型の需要が高まっています。

また、インバウンド事業についても、消費行動に代表されるモノ消費から、日本ならではの文化や自然等を体験、体感するコト消費へのスタイルのシフトがみられます。

オ 就業の促進

本町の工業は、柵原地域の工業団地1地区のほかは立地が進んでおらず、企業の投資環境が厳しいことに加え、本町の生産年齢人口の減少による著しい人材の不足により、従来型の企業誘致は大変難しい状況となっています。今後、移住、定住を図っていくためには雇用の場が必要であり、コミュニティビジネスやソーシャルビジネス等、地域の課題解決、地域の暮らしの向上、地域産業の活性化につながる新たな起業を促進する必要があります。

(2) その対策

ア 農林業の振興

(ア) 農業

- ① 農村における生活環境、生産性の向上のために、集落内の道路、水路、農業集落排水等の整備に努めるとともに、広域農道、農道、農業用水路、ほ場等の整備、充実を図ります。
- ② 農地の保全に関する諸制度の活用、消費者との交流事業、新規就農者の受け入れなどを進め、さらに、農地中間管理事業を利用して担い手へ農地を集積・集約することで、遊休農地の有効利用や農地の荒廃防止に努めます。また、美咲町農業公社等の農業経営組織と連携し、農作業受委託や農地流動化を促進し、地域農業の持続的な担い手づくりに努めます。
- ③ 認定農業者の育成、確保、認定後の継続支援、農地の集積を促進するとともに、地域ぐるみで農作業の受委託、農機具、機械などの共同利用が行えるような集落営農組織、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進します。
- ④ 美咲町物産センターなど、農産物直売所の活動を支援するとともに、産地直送や契約栽培、学校給食への食材供給などによる地産地消を推進します。
- ⑤ ㈱美咲物産などの第三セクターと連携を図り、6次産業化を推進するため実践者のニーズに応じた支援を行い、起業化や事業の多角化を推進します。
- ⑥ ニューピオーネ、シャインマスカットをはじめとする農産物、特産品のブランド力の強化を図ります。
- ⑦ 農業と福祉の連携について、地域における障がい者や高齢者等の活躍の場として、また、働き手の確保や地域農業の維持に繋がるように情報提供や事業等の支援を行います。
- ⑧ 地域の農産物を活用した農家レストラン、農業体験、農家民宿など、農業を基点とした地域ビジネスを展開し、地域の活性化を図ります。
- ⑨ 鳥獣害対策として、猟友会等の担い手育成を支援し、防護柵の計画的な設置を推進するとともに、良好な状態で管理し、必要に応じて更新を行う等、適正な管理運営を支援します。

(イ) 畜産

- ① 岡山県農林水産総合センター畜産研究所と連携を密にした畜産の進行を図り、優良牛などの確保に努めます。
- ② 飼育管理や経営管理の改善を進めるとともに、遊休地を利用した良質な粗飼料の確保を行います。
- ③ 家畜ふん尿のたい肥化、液肥化によるリサイクルを促進し、循環型農業を推進します。
- ④ 高能力牛の受精卵移植を行うことで、優良子牛の生産が可能になり、経営安定のための継続した支援を行います。

- ⑤ 岡山県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病に対して、迅速な初動防疫を実施できるように、危機管理体制の強化に努めます。

(ウ) 林業

- ① 森林経営計画の策定を推進し、森林の集約化を図り、間伐等の施業や林道、作業道の整備を効率的に実施できるように支援し、生産基盤の整備を図るとともに、森林施業の効率化、省力化を促進し、林業事業体の育成と雇用の安定を図ります。
- ② 適期に適切な保育、間伐、枝打ちを実施し、健全な森林資源を育て、森林が持つ国土の保全や水源のかん養などの多面的、公共的機能の強化を図ります。
- ③ 森林整備に活用するため、森林GISの更新や林地台帳等を通じて、森林資源を把握するとともに基礎データの活用を図ります。
- ④ 森林経営管理制度を推進するため、地区座談会を開催するなど、効率的な森林施業が行われるよう努めます。
- ⑤ 適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化し林業の成長産業化と森林の適切な管理を図ります。
- ⑥ 久米郡森林組合や関係機関と連携しながら計画的な保育を促進し、高付加価値の木材生産の推進と、森林認証材のPRと普及を推進し、地域木材の利用供給に努めます。

イ 商工業の振興

(ア) 商業

- ① 魅力のある商業環境の整備を図るために、久米郡商工会などの関係団体と協力し、経営指導や人材確保などを図ります。
- ② 久米郡商工会との連携を強化し、商店の経営体質改善、情報収集能力の向上などに努めます。
- ③ ネットワーク化を促進し、後継者を育成するとともに、様々な研修の機会を活用した人材育成を通じ、技術力や競争力の向上を図ります。
- ④ 地域資源を生かした新たな特産品の創出に努めるとともに、販路の拡大や情報の発信に努めます。
- ⑤ 地域資源の発掘、地元産品加工とブランド化を進め、農商工連携による特産物振興と6次化を支援します。
- ⑥ 商店街等の空き店舗を活用し、新たに店舗を開設する起業者を支援し、賑わいのある商店街づくりを進めます。
- ⑦ 買い物弱者が安心して生活できるよう移動販売等の買い物支援策の拡充を図ります。

(イ) 工業

- ① 雇用の場を確保するために、美咲町が整備している情報通信基盤（みさきネット）を活用したIT産業などの企業誘致に努めます。
- ② 生活の維持やコミュニティの活性化を図るため、地域課題を解決するコミュニティビジネスの起業に対する取り組みを支援します。
- ③ 地域特性を生かし、サテライトオフィス等、地方移転が可能なオフィス系企業誘致やテレワークを可能とする人材誘致を進めます。

- ④ 地場産業や地域資源と関連の強い業種を中心に企業や人材を誘致する取り組みを進めます。
- ⑤ 町の遊休地や遊休施設の売却や賃貸により、企業誘致の候補地として活用します。
- ⑥ 企業や大学、研究機関等との協働により、地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取り組みを進めます。

ウ 観光の振興

- ① 情報発信や魅力的な特産品開発を支援し、販売、流通させる機能を持たせ、観光を含めた地域課題の解決を目指します。
- ② まちの魅力を高めるため、美咲町固有の地域資源はもちろんのこと、独自の魅力を再発見し、活かし、つくる、地域主導のおもしろいコト、モノづくりを行います。
- ③ 近年、観光では人の関わりも重視される傾向にあり、町内での滞在を楽しんでいただけるおもてなしを町民全員が実践できるヒトづくりを行います。また、本町の魅力を共有できるヒトづくりとして、観光ボランティアの育成、おもてなしの心の醸成を図ります。
- ④ 中に向けた広報、外に向けた広報を戦略的に行うことで、町民は自信を持って町の良さを発信し続け、来訪者は何度も訪れたいとなります。そうした観光のまちづくりに向けたファンづくりを推進します。
- ⑤ 美咲町内を流れる旭川、吉井川沿いに広がる自然環境と、棚田などの農村景観、両山寺、本山寺、柵原鉱山などの歴史的、文化的資源などを結ぶ観光ルートを整備し、観光資源のネットワーク化を図ります。また、農業や地場産業などの地域資源を合わせて活用した商品を生み出し、地域の経済効果を考えながら進めます。
- ⑥ まきばの館、三休公園、鉱山資料館などの既存観光施設と、農村型リゾート「南和気荘」など、宿泊施設を活用し、従来の通過型から滞在型観光への転換が望まれます。まず、各スポットでの滞在時間の延長を図ります。
- ⑦ 美咲町物産センター、やさい畑、みち停あさひなど、地域特産物の販売により地域の活性化を図ります。
- ⑧ 観光パンフレットの充実、ホームページ、SNS の積極的な活用促進を図ります。

エ 産業の創出

- ① 多様な産業振興による雇用機会の拡大を図るために、産、学、官の連携による共同研究や異業種交流などの取り組みを支援し、既存産業の育成、企業の誘致に努めます。
- ② 関係団体などとの連携を深め、農畜産物や林産物の生産から加工、販売までを行う6次産業化を支援します。
- ③ 高齢者の生活や子育ての支援、環境保全、人材育成、空き店舗活用などの分野において、様々な人の能力、経験を生かしたコミュニティビジネスなども含め、新規起業への取り組みを支援します。

オ 就業の促進

- ① 地域や家庭、職場でのつながりを大切にし、ワークライフバランスの実現に努めるとともに、多様な就労形態や就労機会の提供に向けた環境づくりに努めます。
- ② 新たな雇用を創出するため、女性や高齢者、障がい者に対する雇用の拡大や、U J I ターン就職の促進に努め、雇用と福祉のネットワークづくりを進めます。

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)	単位
認定農業者数	58	55	50	人
小規模事業者の経営改善普及補助金額	12,020	12,020	12,020	千円
事業所数	517	515	510	所
商工業振興補助金額	500	500	500	千
移動販売実施回数	167	170	170	回
観光客数	346,029	347,000	347,000	人

(3) 連携について

産業の振興に関する各施策の実施に当たっては、地元事業者をはじめとする民間事業者、他の市町村、岡山県等と連携を図りながら産業の振興に努めます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	老朽化ため池整備 34箇所	美咲町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策） 滝谷第1地区 滝谷第2地区 檜谷地区 高原池地区	美咲町	
		ため池等整備事業 柵原地区 中央地区	岡山県	
		河川工作物応急対策事業 堂ヶ瀬頭首工	岡山県	
		緊急自然災害防止事業（農業施設：用排水等施設整備） 町内 N=3箇所	美咲町	
	林業	緊急自然災害防止事業（農業施設：湛水防除） 町内 N=3箇所	美咲町	
		長原給水路支線敷設事業農林水産事業推進費 (美咲地区)	美咲町 岡山県	
		林道月の輪法面改良事業 L=300m W=4.0m	美咲町 岡山県	

		林道小谷線改良舗装事業 L=500m W=5.0m	美咲町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	中山間地域等直接支払事業 中山間地域等直接支払事業に係る事業費を支出する。	美咲町	
		多面的機能支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業に係る事業費を支出する。	美咲町	
		まつり補助金（夏祭り）及びまつり委託料（さくらまつり、秋まつり）による事業実施。	美咲町	
		特産品開発事業 特産品の開発に取り組み、6次産業化の支援を推進する。	美咲町	
		鳥獣害対策事業 鳥獣害被害を軽減するための補助金を交付する。	美咲町	
		企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業	美咲町	

(5) 産業振興促進事項

美咲町では、人口減少に伴い地域活力が低下し、生産機能及び生活環境等が相対的に低下することを危惧しています。本町としては、産業振興を図ることに重点をおき、特に製造業を支援するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいた固定資産税の特例を適用します。

減収部分については、交付税により課税免除された75%が減収補填されます。

産業の振興の施策においては、岡山連携中枢都市圏、津山圏域定住自立圏の中で連携を図っていきます。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美咲町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売業、市場調査業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

美咲町では、I C T（情報通信技術）基盤の整備により世帯カバー率は100%となっており、町内全域で高速インターネットの利用や地上デジタル・BS デジタル放送の視聴が可能です。また、I C Tを活用した行政運営の簡素化、効率化、合理化、超高度化は進んでおらず、情報通信担当者も専門知識が求められるため、情報通信に係る体制強化が求められています。現在、みさきネットによる行政放送（告知放送）サービス、インターネットサービス、ケーブルテレビサービスを提供していますが、加入者の動向としては、みさきテレビは微減、インターネットは微増の状況となっています。情報通信技術革新が絶えず進んでいることから、将来の動向も視野に入れた基盤整備を継続的、計画的に進めていくことが必要です。また、情報通信技術が利便性とともにもたらす劇的な変化は、コンピューターやインターネットを必要とせず情報機器を使用しない、又は、使用できない障がい者や高齢者、低所得者などが取り残され、情報格差を生み出しています。

(2) その対策

ア 情報通信基盤の整備

- ① みさきネットによる、行政放送、ページング放送、インターネット、ケーブルテレビなど、住民や民間企業が活用しやすいサービスを提供します。また、利用者からの意見を参考にサービス内容の見直しを進めます。
- ② 光ファイバケーブルなど、設備の適切な維持管理により、長寿命化を進めます。
- ③ デジタル社会の進展を見据え、情報技術革新に的確に対応していくため、新たなネットワーク環境の形成やセキュリティの強化といった、高度 I C T 基盤の機能をさらに高めていく取り組みを計画的に進めます。
- ④ みさきネットの管理運営について、サイバーセキュリティ対策や高度化する情報通信技術などに対し、専門知識が一層必要となることから、指定管理者制度や民営化、民間への事業譲渡について検討します。

イ 行政情報の双方向化の推進

- ① 町ホームページやSNS、みさきテレビなどを活用して、各種の情報を発信することにより、行政と住民双方で情報の発信及び共有が円滑に行える環境づくりに努めます。
- ② スマートフォンや携帯電話などのモバイル端末から、災害情報をはじめとして各種の行政情報を簡単に取得できるサービスの充実を図ります。
- ③ パソコンやモバイル端末などから、電子申請が可能な事務手続きの拡充に努めます。
- ④ マイナンバーカードの利活用を促進するため、コンビニエンスストアでの証明書の自動交付や黄福タクシーの利用者証、図書館利用カードとしての利用など、より利便性の高い新たなサービスの提供を進めます。

- ⑤ 本町が保有する行政情報を住民や民間企業などが広く活用できるよう、統計情報などの公共データを利用しやすい形式で公開する「オープンデータ」の取り組みを進めます。

ウ デジタルデバイドの解消

- ① みさきネットをはじめとする高度情報通信基盤の仕組み・メリットなどについて、ケーブルテレビ、町広報紙を活用し広く住民に周知します。
- ② 障がい者や高齢者などインターネット利用（希望）者については、スマートフォンやタブレット端末の使い方教室など簡易的な技術サポートを充実するなど、誰もが情報を円滑に活用できるように努めます。

エ 行政事務の情報化

- ① 統合型GIS（地理情報システム）を活用し、利便性と効率性を高めます。
- ② 行政情報のセキュリティを確保するとともに、個人情報やプライバシーの保護に努めます。
- ③ 職員に対して個人情報の取り扱いや情報セキュリティに関する継続的な研修の充実を図ります。
- ④ 美咲町ICT利活用推進計画を策定し、業務の効率化、人材育成、ビッグデータを政策判断に活用するなど、ICTの進化に合わせた取り組みを進めます。

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)	単位
告知放送設置数	6,162	6,000	5,900	件
ケーブルテレビ加入数	3,817	3,800	3,800	件
インターネット加入数	3,164	3,200	3,200	件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	みさきネット施設等更新事業	美咲町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	情報通信基盤整備 高度情報通信基盤を整備し、行政の各分野間での利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化、合理化、高度化を進める。	美咲町	
		地図情報システム事業 道路台帳	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路網の整備・充実

交通網は、豊かな生活と活力のある地域社会の形成に欠くことのできない社会基盤であり、町民の生活や地域における産業・経済活動を支える根幹的な社会資本です。

これからの道路整備には、まちづくりの視点に立った整備や住民の意向を反映した整備等が期待されています。安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けた道路施策の積極的な展開を図る必要があります。

道路の状況

(令和7年4月現在)

区分	実延長 (m)	面積 (㎡)	改良済 (m)	舗装道路 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
町道	1,035,732	4,041,429	310,600	68,999	30.2	6.7

イ 公共交通の充実

本町の公共交通は、JR津山線、民間事業者バス、津山市、赤磐市との共同運行バス、美咲町営バス、無料の福祉巡回バス、他市運行委託バス、民間事業者タクシーによって形成されています。少子高齢化、過疎化の急速な進展と免許保有者の増加によって、バス利用者は年々減少し続けており、本町の民間バス路線は不採算路線として減便等が進んでいます。そのため、共同バスや無料の福祉バスにより補っていますが、これらのバスも利用者は減少し続けており、地域公共交通を取り巻く現状は、非常に厳しくなっています。

- ① 路線維持のため、今後も沿線市町村の支援は必要であり、事業者と協力して利用者の増加を促進する対策が必要となっています。
- ② 地域活力の維持・向上や安心できる生活の確保のためには、地域モビリティの確保が極めて重要となっています。
- ③ 生活交通維持のため、利用者のニーズ、地域特性や地形にあった運行形態を検討し、本町にあった効率的な生活交通を確保することが必要となっています。
- ④ 住民一人ひとりが公共交通の担い手であるという意識を持って、利用の促進に努めることが求められています。

(2) その対策

ア 道路網の整備・充実

- ① 美作岡山道路、空港津山道路の早期整備を関係機関に要望し、産業基盤の向上を目指した広域交通網の確立に努めます。
- ② 町の主要な道路である国道53号、国道429号、県道については、未改良部分の整備やバイパス化を促進します。
- ③ 身近な生活道路については、緊急性、重要性の高い道路から計画的に整備・充実を

図るとともに、歩行者の安全性を確保するために、歩道の設置やユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、人にやさしい道路環境の充実に努めます。

イ モビリティ・マネジメントの推進

- ① 「過度に自家用車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩、自転車等を含めた多様な交通手段を適度に（＝賢く）使う方向」へと住民が自発的に少しずつ変えていくよう取り組みます。
- ② 子どもや高齢者、障がい者等、地域住民の自立した日常生活の確保、活力あるまちづくり、観光振興による地域の活性化、環境問題への対応の観点から、地域の公共交通のネットワークの見直しを進めます。
- ③ すべての住民が公共交通機関を安心・安全に利用できるように、車両への AED 設置を進めます。

ウ JR津山線の利用促進

- ① JR津山線について、沿線自治体と連携・協力しながら、ダイヤ改正や増便、高速化、ICカード乗車券の導入等を運行事業者に働きかけるとともに、利用促進を図ります。
- ② 亀甲駅舎の設備を計画的に改修し、利用者の利便性を高めます。

エ 民間バス路線の維持

- ① 民間バス事業者に対し、利用者のニーズに応じた運行時刻及び運行路線の変更を要望するとともに、利用促進を促します。
- ② 高校生等へバス通学定期券の一部を助成することにより、通学支援とバスの利用促進を図ります。
- ③ 津山市と本町（柵原地域）を運行する民間バス路線は、利用者の減少により補助金が増加する現状から、費用対効果を検証し、関係する津山市、赤磐市との共同バスへの転換を検討します。

オ 広域バス路線の維持

- ① 真庭市からの事業委託による旭川ダム沿線バス路線は、真庭市民の利用及び真庭市内での乗降が多いため、本町利用者の利便性向上のため、本町単独での運行を検討します。
- ② 津山・西川線共同バス路線及び津山・柵原・吉井線共同バス路線は、利用者のニーズに応じた運行時刻及び運行路線の変更を行います。
- ③ 美作市営バス路線及び赤磐市広域路線バスについては、高校生の通学及び町内企業従業員の通勤手段のため、運営費の一部負担を続けるとともに、赤磐市、美作市と今後の路線維持の在り方について検討します。
- ④ バス車両の更新に際しては、便ごとの利用者数や運行路線の道路環境に応じた車両に更新整備します。

- ⑤ 旭川ダム沿線バス、津山・西川線共同バス、津山・柵原・吉井線共同バスの3路線については、実情にあった公共交通のあり方を検討していきます。

カ 福祉巡回バス路線の見直し

- ① 無償で運行している旭総合支所・柵原総合支所と本庁を結ぶバス路線については、継続的な運行を維持するため、有償運行を検討します。

キ タクシー利用者助成制度（黄福タクシー）の充実

- ① 令和2年度より地域内330円運行を本格実施し、令和7年度には一部制度改正を行い、高齢者や障がい者、妊産婦等の交通弱者に対し、ドアツードアによる利便性の高い移動手段を確保する重要な施策です。一方で、物価や運行コスト、利用実態の変化を踏まえ、持続可能な制度とするため、運行料金及びタクシー利用者助成（黄福タクシー）の見直しを検討する必要があります。
- ② 利用者の増加に伴い、タクシー台数や運転手の不足が課題となっており、利便性の向上のため、タクシー事業者に運転手の確保及び運行台数の増車を働きかけます。
- ③ 令和7年度からマイナンバーカードのデジタル認証を利用し、黄福タクシーの利用証として活用しています。マイナンバーカードの利活用を促進するとともに、利用実績をデータ化・分析するとともに、公共交通政策やサービス改善を検討していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	書副楨ノ虬線改良舗装 L=200m W=5.0m	美咲町	
		久木周佐線改良舗装 L=140m W=5.0m	美咲町	
		書副行信線改良舗装 L=200m W=4.0～7.0m	美咲町	
		小野線舗装改良 L=200m W=5.0m	美咲町	
		里中央線舗装改良 N=2箇所 L=300m W=5.0m	美咲町	
		西堺和本線舗装改良 L=200m W=5.0m	美咲町	
		東前線舗装改良 L=200m W=4.0m	美咲町	
		賀陽下線2号改良舗装 L=100m W=4.0m	美咲町	
		久木吉ヶ原線改良舗装 L=500m W=5.0m	美咲町	
		当地線改良舗装 L=800m W=5.0m	美咲町	

	橋りょう その他	栗子藤田線改良舗装 L=200m W=7.0m	美咲町	
		塚角中道線改良舗装 L=300m W=4.0m	美咲町	
		荒神中高下線改良舗装 L=420m W=3.0m	美咲町	
		篠平中央線改良舗装 L=100m W=5.0m	美咲町	
		祖母中央線改良舗装事業 L=100m W=4.0m	美咲町	
		笠尾線改良舗装事業 L=200m W=4.0m	美咲町	
		田中南線改良舗装事業 L=100m W=4.0m	美咲町	
		稲井谷線改良舗装事業 L=300m W=5.0m	美咲町	
		原畝滝の畝線舗装改良事業 L=500m W=4.0m	美咲町	
		飯岡矢谷線舗装改良事業 L=1,000m W=5.0m	美咲町	
		松尾屋敷線改良舗装事業 L=70.0m W=3.5m	美咲町	
		石佛久保前線改良舗装事業 L=200m W=4.0m	美咲町	
		福見線改良舗装事業 L=800m W=4.0m	美咲町	
		周佐書副線局部改良事業 L=660m W=5.4m	美咲町	
		藤原上立道線舗装改良事業 L=121m W=4.5m	美咲町	
		土井利当線改良舗装事業 L=70m W=2.3m	美咲町	
		飯岡南北線新設事業 L=450m W=7.0m	美咲町	
		大原榎本線改良舗装事業 L=580m W=5.0m	美咲町	
		王子線改良舗装事業 L=150m W=4.0m	美咲町	
		真末1号線改良舗装事業 L=400m W=4.0m	美咲町	
		堺和団地線新設事業 L=60m W=4.0m	美咲町	
		川西団地線新設事業 L=130m W=4.0m	美咲町	
		橋りょう改修 10橋	美咲町	
		交通安全施設整備事業 ガードレールL=300m 区画線L=1,000m	美咲町	
		道路排水施設整備事業 町内 N=5箇所	美咲町	
		道路法面施設整備事業 町内 N=5箇所	美咲町	

	(2) 農道	農道舗装工事 全町 L=1,000 W=3.0m	美咲町	
	(3) 林道	林道法面改良 全町 L=500m A=2,000m ²	美咲町	
	(6) 自動車等 自動車	バス購入（更新）5台 旭川さくらバス 和田北線バス 支所間バス（旭線） あさひチェリーバス 柵原星のふる里バス	美咲町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	黄福タクシー事業 美咲町の公共交通の位置付けとして、タクシー利用に補助を行い、交通手段を確保する。	美咲町	

（４） 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道事業

水道事業は、日常生活や経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、地震や水害等の各種災害や事故等、非常時においても常に安定した水の供給を確保できるよう持続的に構築することが必要です。

令和2年度から11の簡易水道事業を統合し、上水道事業として公営企業会計で運営しています。浄水場7施設と岡山県広域水道企業団からの受水で給水しています。

浄水場・配水池・管路・機械設備等の施設には耐用年数を超えたもの、また、超えようとしている施設が多く、設備故障、破裂漏水も多く苦慮しています。有収率の向上も課題になっています。これらの課題に対応するため、岡山県広域水道企業団からの受水を活用した浄水場等の施設の廃止（ダウンサイジング）についても検討を行っています。

また、有害化学物質やクリプトスポリジウムによる汚染のおそれ等に対応して、水質管理体制の強化及び施設への対応に加え、NTTアナログ回線の廃止に伴い水道施設における監視制御設備や警報通報装置等の通信手段の見直しが必要となっており、設備更新や通信環境の確保が課題となっています。

水道広域化については、岡山県が令和4年度に岡山県水道広域化推進プランを策定しており、県内水道事業体で構成される「岡山県水道事業広域連携推進検討会」で協議・検討を行っています。

イ 下水道事業

下水道事業は公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全及び浸水被害への対策に寄与することを目的に整備され、生活に欠かせないインフラです。

令和6年度から3つの下水道事業を統合し、下水道事業として公営企業会計で運営しています。

美咲町の下水道事業は汚水処理事業・雨水対策事業を行っており、汚水対策事業については、特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業を整備し、計画区域は事業完了しています。現在は、農業集落排水事業1地区を特定環境保全公共下水道事業へ統合し、特定環境保全公共下水道事業2地区・農業集落排水事業1地区となっています。下水道地域以外については、合併処理浄化槽設置整備地域として事業を行っています。雨水対策事業については、内水対策として吉井川流域にゲートポンプを整備しています。

汚水処理事業を運営していく上で、耐用年数を超える機械設備及び硫化水素高負荷による腐食劣化した圧送流入マンホールなど、更新にシフトした維持管理が必要です。

その中で処理場の効率化を図るため、農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業へ統合するダウンサイジングを行っています。

さらに、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握し、持続可能な事業運営に取り組んでいます。

下水道広域化については、岡山県が令和4年度に策定した「広域化・共同化計画」に基

づき、県内下水道事業体で勉強会を開催し、協議・検討を行っています。

ウ 廃棄物処理

本町のごみ処理は、平成28年3月に本格稼働した津山圏域クリーンセンター（津山圏域資源循環施設組合）において、中間処理及び最終処分を行っています。同センターは、ごみ焼却熱の蒸気により発電するタービンを備えた処理能力128t／日の焼却施設および処理能力38t／日のリサイクル施設を有しています。

家庭ごみの収集運搬については、資源ごみを含む10種類の分別収集を実施し、町内を3地域に区分した上で、それぞれの収集業務を民間事業者へ委託しています。災害時等における対応力を確保するため、直営収集も考慮し、委託事業者には町が購入した塵芥車を貸与しています。また、ごみ出しが困難な世帯への個別収集や、事業系一般廃棄物の収集がおこなえるように、15事業者に収集運搬の許可を与えています。

新型コロナウイルス感染症拡大時は、一時的に巣ごもりによるごみ量増加もありましたが、ごみ減量化宣言を行い、減量化およびリサイクルの推進に取り組んだことで、全体のごみ排出量は減少傾向にあります。

次に、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、中央地域は津山圏域衛生処理センター（津山圏域衛生処理組合）、柵原地域は滝川苑（勝英衛生施設組合）、旭地域は真庭市くらしの循環センター（真庭市への事務委託）において、それぞれ処理を行っています。収集運搬体制については、町内を3地域に区分した許可制度を導入し、4事業者に許可を与えています。なお、滝川苑については、施設の老朽化に対応するため、基幹的設備改良を実施します。

エ 公営住宅等

本町には、13箇所の町営住宅及び2カ所の特定公共賃貸住宅、3箇所の町有住宅があり、そのいずれも老朽化しており、年々の修繕費用が増加しています。

また、高齢世帯の増加による単身入居の増加傾向があります。

オ 火葬場

美咲町営火葬場（直営）と柵原斎場（一部事務組合 柵原、吉井、英田火葬場施設組合）の2か所について、いずれも老朽化が進んでおり年々の修繕費用が増加しています。

カ 消防・防災・救急

昭和48年4月に津山圏域消防組合に加入し、広域消防と本町の非常備消防との相互協力により活動し、住民の生命財産を守っています。

火災及び災害時等には消防団が中心で活動しており、住民からも大きな期待を寄せられていますが、団員の町外勤務者が多く、昼間団員の確保に苦慮しています。

消防設備は、年次計画により整備を進めていますが、地理的条件から見ればまだ十分とは言えず、今後も団員確保・機械器具の整備充実が望まれます。

また、有事の際には、住民との連携も重要な課題であり、各地域において、自主防災組

織の結成、強化育成を図るとともに、災害時に住民へ確実に情報が伝達できる防災行政無線等の整備など、総合的な防災体制の充実強化を図る必要があります。

一次救急医療体制については、津山市医師会の協力を得て在宅当番医制による休日診療に対応しており、さらに、二次救急にあつては、病院群輪番制病院及び救急告示施設の確保を行っています。

(2) その対策

ア 水道事業

- ① 「清浄にして、豊富、低廉」の水道事業を実現していくため、ダウンサイジングも含めた効率的な施設運営、また、耐震化に向けた施設更新を進め、経営への影響を最小限に抑える費用を平準化した施策が必要です。
- ② 公営企業会計決算を経営分析し、アセットマネジメント計画の策定、更新事業・経営効率を考えた建設改良を実施していきます。
- ③ 安全安心な水の供給として必要施設を検討し、高度浄水施設整備の取り組みを行います。
- ④ NTTアナログ回線廃止に対応するため、水道施設の監視・通報設備について通信手段の見直しを行い、安定した監視・制御体制を確保します。
- ⑤ 広域化への取り組みでは、効率化・経営基盤の強化を勘案し、検討会へ提案していき、連携事業体と取り組みを行います。

イ 下水道事業

- ① 予防保全による管理を主要施設に限定したストックマネジメント計画（簡易）を策定し、点検・調査を実施し改築及び更新を実施予定です。
- ② 公営企業会計決算を経営分析し、更新事業・経営効率を考えた建設改良を実施していきます。
- ③ 大雨・洪水時の浸水対策として、ゲートポンプを設置し、内水による被害防止に努めます。
- ④ 広域化への取り組みでは、効率的・経営基盤の強化を勘案し、勉強会へ提案していき、連携市町村と取り組みを行います。

ウ 廃棄物処理

- ① 更なるごみ減量化及びリサイクルの推進を図るため、現在実施しているプラスチック容器包装の回収と合わせて、製品プラスチックの一括回収実施を予定しています。
- ② リサイクル率については、19.7%（令和6年度実績）から30%以上（令和12年度目標）を目指します。
- ③ ごみの中間処理及び最終処分については、津山圏域資源循環施設組合が策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、引き続き適正な広域処理を行います。
- ④ 災害時や感染症危機発生時に備えて、美咲町一般廃棄物処理基本計画に位置付ける

災害廃棄物処理計画及び収集運搬事業継続計画に基づき、継続的な収集がおこなえるように塵芥車の計画的な調達を進めます。これにより、緊急事態下においても、可能な限り直営による安定的な事業継続を図ります。なお、直営による対応が困難な場合には、他市町村への応援要請を行うとともに、許可業者等への委託を検討します。

- ⑤ し尿及び浄化槽汚泥については、安定的な事業運営が継続できるよう、当町が策定する美咲町一般廃棄物処理基本計画及び一部事務組合が策定するし尿処理計画に基づき、対象地域における適正な処理を行います。

エ 公営住宅等

- ① 町営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者の住居確保を目的としており、長寿命化計画を見直しながら、計画的に修繕するとともに、除却、再整備について検討します。
- ② 特定公共賃貸住宅及び町有住宅は、長寿命化計画を見直しながら、計画的な修繕に努めるとともに集約化を検討します。

オ 火葬場

- ① 利用率は一定の水準で推移していますが、高齢者人口も減少に転じており、今後利用率の低下が見込まれることから、施設の廃止、集約化について検討します。

カ 消防・防災・救急

- ① 地域防災計画を基に、自主防災組織の育成・強化や住民の防災意識の高揚を図ります。
- ② 自然環境に配慮した河川改修を促進するとともに、土砂災害警戒区域等、総合的な治山・治水対策・土砂災害防止対策や老朽ため池の改修を推進します。
- ③ 津山圏域消防組合と消防団との連携強化、消防団員の資質の向上や自主防災組織の育成を図り、消防体制の充実・強化、消防防災施設・設備の整備・充実に努めます。
- ④ 災害時に住民に確実に情報伝達できる防災行政無線等の整備など情報収集、伝達体制の充実・強化に努めます。
- ⑤ 地域安全対策については、警察や地域企業、関係機関・団体などと連携を図り、犯罪・事故等に関する情報の提供、地域ボランティア活動の支援などにより、町民の防犯意識を高め、地域中心の自主防犯体制を確立するとともに、交通安全教育指針に基づいた安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止に配慮した環境設計など「安全で安心できる地域づくり」を推進します。

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)	単位
下水道	6,174	5,834	5,609	人
集落排水	847	785	749	人
合併処理浄化槽	4,151	3,883	3,718	人

汚水処理人口普及率	89.6	91.0	92.6	%
総人口	12,467	11,547	10,885	人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道設備更新改良事業 (旧簡水施設)	美咲町	
		水道施設建設改良事業	美咲町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業(汚水)	美咲町	
		特定環境保全公共下水道事業(雨水)	美咲町	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業	美咲町	
	その他	合併処理浄化槽設置補助事業	美咲町	
	(3) 廃棄物処理施設	勝英衛生施設組合基幹的設備改良事業	美咲町、勝英衛生施設組合	
		塵芥収集車購入事業	美咲町	
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	美咲町、柵原、吉井、英田火葬場施設組合	
	(5) 消防施設	消防器具庫新改築事業、ホース塔更新事業 消防機庫、ホース塔等整備	美咲町	
		消防水利整備事業 防火水槽等消防水利整備	美咲町	
		消防車両整備事業 消防車両等整備 (小型動力ポンプ付積載車)	美咲町	
		団員安全装備、機能強化資機材購入事業 消防資機材等整備	美咲町	
	(8) その他	普通河川護岸改修工事 全町 N=5箇所	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本町の高齢化率は、平成17（2005）年国勢調査時点で34%であったものが、平成22（2010）年には35.3%、令和2（2020）年には41.5%に達し、岡山県（30.7%）・全国（28.8%）を上回っており、高齢化が急速に進んでいます。特に75歳以上の後期高齢者が令和3年以降増加傾向にあり、「10人に5人が高齢者」となる時代が目前に迫っています。また、一人暮らし高齢者世帯は一貫して増加しており、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

第1号被保険者数や要介護認定者数は概ね横ばいで推移している一方、今後は認知症高齢者の増加が見込まれています。在宅介護実態調査では、介護者の不安として「認知症状への対応」が33.8%と最も多く、家族の負担軽減や早期対応を図るため、専門的な相談・支援体制の一層の強化が急務となっています。

介護人材の不足や介護サービス事業者の撤退が続いており、介護サービスの安定的な供給が危惧されています。高齢者本人や家族の支援、公的サービスのみでは増大・多様化する介護ニーズへの対応に限界があることから、地域住民が主体となり支え合う仕組みづくりが必要です。また、高齢者が心身の健康を維持しながら、これまで培ってきた豊富な知識や経験、技能を地域活動等で活かし、社会参加や生きがいがいづくりにつなげていくための環境整備が求められています。

老人福祉施設の状況

養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	老人デイサービスセンター	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	小規模多機能型居宅介護
1	5	1	8	3	1

岡山県保健福祉施設・病院等一覧

イ 子育て環境の確保

本町の合計特殊出生率は1.63（令和5年）まで減少しており、出生数も令和6年は39人と急激な減少傾向が続いています。

子育て世代の母親の約8割が就労し、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえることから、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが必要であり、教育や保育を提供するための施設整備、人材確保を含めた質の向上が急務となっています。

世帯の状況については、世帯構成は「夫婦と子どもの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」が緩やかな増加で推移していますが、世帯人員の多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。また、ひとり親と子どもの世帯は140世帯（令和2年度）で、世帯数では減少傾向にありますが、そのうち母子世帯が占める割合が大半であり、子どもが3歳未満の早い段階から母親が就労する傾向を見据え、町としての就労支

援策の充実、そのための子育て支援策の充実が求められています。

子育て支援の状況としては、町立保育園4園、小学校2校、中学校1校、義務教育学校2校、子育て支援センター3施設、児童館3施設（内1施設は子ども第三の居場所）を設置しています。

出生数の減少に伴い、保育園の入園児童数、小中学校の児童生徒数も減少しています。

子育て支援センターの利用状況は、コロナ禍以前の利用状況には達していません。

児童館は、子どもの放課後の居場所として重要な役割を果たしています。また、子どもの第三の居場所「みさキッズあさひ」の取組内容、運営について注視していく必要があります。

本町には、公営の放課後児童クラブがないことから、今後、利用ニーズを見極め、受け入れ先や指導員の確保について検討が必要です。

近年、様々な要因により配慮を必要とする子どもや、早期に支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、個別具体的な対応が求められています。子どもに対し人格を持つ一人の人間として、子どもの権利への理解を深める取り組みを推進するとともに、子どもの発達状況に応じた支援を関係機関等と連携して行う必要があります。

（２） その対策

ア 高齢者福祉

- （ア） 団塊の世代が75歳以上となる令和12（2030）年に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、及び「生活支援」サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。
- （イ） 住民参加型の「通いの場」（サロン等）を拡充し、美咲流コロバン体操等の普及により健康寿命の延伸を図ります。シルバー人材センターへの支援等を通じて、高齢者の就業と社会参加を促進します。
- （ウ） 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。また、高齢者の移動支援として「黄福タクシー事業」の利便性向上やデマンドタクシーの研究を継続します。

イ 子育て環境の確保

- （ア） 保育ニーズの高まりを踏まえた教育・保育施設の受入体制や保育サービスの充実により待機児童を発生させない施設の維持とともに、仕事と子育ての両立を促進し、働きながら子育てできる環境づくりを推進します。
 - また、様々な育児不安や悩みに対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、子育ての孤立を防ぎます。
 - ① 保育内容と保育体制の継続と充実を図るため、保育園における平日の延長保育を午後7時まで行い、生後6か月からの受入を継続します。
 - ② 保護者の一時的な保育困難な状況等において、保育園で一時的な預かりを行うとともに、子育て支援センターの運営強化を図ります。

- ③ こども誰でも通園制度の実施により、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化していきます。
- ④ 津山圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の運用拡大と、親子クラブ活動を支援します。
- ⑤ 若者・子育て世代向けの賃貸住宅整備（PFI等）や、取得しやすい分譲地の整備を推進します。
- （イ） 安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からの切れ目のないきめ細かなサポートを推進するとともに、親子の健康づくりを支援します。
 - ① こども家庭センターの設置。
 - ② 電子母子手帳の活用による育児子育てサポート支援の充実。
- （ウ） ひとり親家庭への生活支援や障がい児への支援、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策など、配慮が必要な子どもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。
 - ① 児童虐待の発生予防、早期発見への啓もう啓発活動の推進。
 - ② 児童虐待案件について、関係機関との連携強化と要保護児童対策地域協議会活動の推進。
 - ③ 町独自施策による子育て世代への助成継続。
 - ④ 早期発達支援体制の確立と事業拡大。
- （エ） 安心して学び、遊べる子どもの居場所づくりを推進するとともに、子ども一人ひとりが持つ個性を十分に発揮できるよう、教育の充実を図ります。
 - ① 放課後子ども教室をはじめとする子どもたちの居場所づくりと、児童館等による適切な遊びや生活の場の提供。
 - ② 学校に外国語指導助手（A L T）を配置し、学習指導要領に対応した外国語活動を行うとともに学校での英語教育の充実を図ります。
 - ③ I C T教育に必要な設備・機器の導入と、教職員への指導・研修実施により、子どもたちに必要な知識と技術を習得させます。
- （オ） 地域活動等の支援を行うとともに、多様な体験活動や子育てを学ぶ機会の充実を図り、地域全体で子育てを支える環境づくりを推進します。
 - ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域のニーズを反映した活動を行います。
 - ② 各種関係団体との連携を通じ、学び・スポーツ・催しといった事業等を充実させることにより、子どもと保護者、地域住民とが触れ合える施策の充実。
 - ③ 児童館の機能充実や「子ども第三の居場所」の運営により、地域全体で子どもを見守る環境を整えます。
- （カ） 安全で快適なまちづくりを通じて、子どもが安全に、安心して過ごせる生活環境を整備し、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策に取り組みます。
 - ① 警察等の関係機関と連携した防犯活動の強化と、交通安全教育の推進に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 保育所	中央かめっこ保育園施設更 新整備事業	美咲町	
		旭保育園施設更新事業	美咲町	
		柵原西保育園施設更新整備 事業	美咲町	
		柵原東保育園施設更新整備 事業	美咲町	
		中央児童館施設更新整備事 業	美咲町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	吉井川荘介護ソフト導入負 担金	美咲町	
		吉井川荘防火設備更新事業 負担金	美咲町	
		静香園ナースコール改修事 業負担金	美咲町	
		静香園空調設備更新事業負 担金	美咲町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	育児支援手当等給付	美咲町	
		若者定住促進事業	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの削減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町民がいつでも、どこでも安心して適切な医療サービスが受けられるように、医療機関や岡山市、へき地医療支援機構等相互の連携や広域的な地域医療体制を確保していくことが重要となっています。

救急医療体制としては、初期救急として津山市医師会による「在宅当番医制」により、日曜日の診療に対応するとともに、初期体制で対応できない重症患者のために、二次救急体制として津山・英田保健医療圏域で「病院群輪番制病院」を整えています。また、三次救急体制として津山中央病院に「救命救急センター」が設置されています。

また、これら救急患者の搬送については、津山市や苫田郡、久米郡、勝田郡の3郡から構成する一部事務組合の津山圏域消防組合で対応していますが、救急患者の搬送件数は増加する傾向にあり、この対策も必要となってきています。

現在、内科・外科・小児科・歯科の医療施設がありますが、これらの施設が町の中心部に集中しているため、町の中心から離れた地区における高齢者の通院手段の確保が望まれています。

(2) その対策

- ① 町民がいつでも、どこでも適切な医療サービスが受けられるように、医師の確保に努めるとともに、医療機関や岡山市、へき地医療支援機構などとの連携強化に努めます。
- ② 地域の実情に応じた効率的な医療体制を整えるため、津山市医師会との連携のもと在宅当番医制など休日・夜間医療体制の充実を促進するとともに、津山圏域消防組合などとの連携を図りながら、広域医療体制・救急医療体制の充実に努めます。
- ③ 高齢者や障がい者にとって、利便性の高い黄福タクシー事業の充実等通院手段の確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的发展特別事業	子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。	美咲町	
		障害者医療費扶助 障害者医療費を扶助することにより、障害のある方の家庭の負担を軽減する。	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事

業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町では学校再編に取り組み、令和6年度から小学校2校、中学校1校、義務教育学校2校となり、令和7年5月1日現在の児童生徒数は、小学校課程（小学生）520人、中学校課程（中学生）297人が在籍しています。これまで、自然豊かな教育環境のもと、教育効果の向上を目指し、県や町独自の人員配置や地域住民の支援を受け、子どもたち一人ひとりを大切にした教育活動を展開してきました。

しかしながら、本町の児童生徒数は、合併時から緩やかに減少しています。今後の推計では、児童生徒数の減少がさらに進むものと予測されています。学校においても少子化が進み、人間関係が固定化しやすい環境が続くことが想定され、児童生徒の相互理解が進み、きめ細かい指導が行える等良い面もある一方で、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することなどがやや不十分になりやすく、一人ひとりの資質・能力を伸ばしにくい環境にあります。

また、教職員にとっても適正規模の学校よりも校務負担が増大するので、児童生徒と向き合う時間の確保がしにくい環境でもあります。

現在、本町では全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均並みとなり、基礎基本の学力定着に成果が見られます。しかし、思考力・判断力・表現力を問う問題については依然として課題が見られます。また、美咲町生活・学習状況アンケートでは、「授業理解」や「ICT活用」は高い数値である一方、「学習時間」や「自立的な学び」に課題が見られ、改善が求められます。

これからの学校教育を進めるにあたって、さらなるGIGAスクール構想・情報教育の推進やグローバル人材の育成、持続可能な開発目標（SDGs）をどのように促進するかも喫緊の課題となります。

今までの学校は、保護者や地域の方々に協力していただきながら、学校教育を進めてきました。しかし、児童生徒数の減少や学校・地域を支えてくださる方々の高齢化が進んでおり、人的にも環境的にも各地域の活性化が課題となっています。

これからの学校教育を進めるにあたり、学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」にあるように、学校と地域がより一層連携した児童生徒の育成が求められる中で、コミュニティ・スクールの推進等、学校と地域とが双方向に活性化するシステムづくりが重要となります。地域の中の学校として、どう教育実践をしていくか、また、学校と地域のどのような関わりが、地域の活性化につながるのかを考え、地域活性の核として魅力のある学校づくりを推進することが、社会に開かれた教育課程を実現することにつながります。

各学校とも協働的な活動を通して、自治的な活動のできる集団作りを進めていますが、コミュニケーション能力の育成等にはまだ課題が見られます。また、家庭教育においても、共働きや核家族化などにより、子どもと保護者・家族との関わり方が変化し、子育てに影響を及ぼし、メディア依存等、さまざまな課題が生じています。人と関わる経験不足のため、豊かな人間関係を形成する能力や言語能力が培われにくくなっています。

さらに、学校の老朽化や災害時の避難場所としての整備、中学校部活動の地域展開や放

課後の子どもの居場所など地域の実態に応じて考えていく必要があります。地理的要因等から多くの通学手段をスクールバスに依存している状況下で、災害時等における登下校時のリスクの減少や、老朽化が進む学校施設、社会教育施設（公民館、図書館）及び社会体育施設におけるいざという時の地域の人々の避難場所としての役割も今まで以上に求められており、計画的な改修・修繕が必要になっています。

また、本町の生涯学習の基礎を養う観点から、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていく自己教育力と、豊かで活力のある社会を築き支えていく意欲と実践力を備えた人づくりが求められています。

そのため、学校教育、家庭教育、社会教育、自己学習等の各分野にわたる幅広い生涯学習の推進施策が必要です。

（２） その対策

ア 小中一貫教育、義務教育学校の充実

- ① 令和２年度より町内全地域を小中一貫教育校に指定しており、９年間を見通した教育課程により小中学校の教育内容と指導法を共有し、特色ある教育活動を展開します。
- ② 中央地域では、施設分離型小中一貫教育校の取り組みを推進します。旭地域及び柵原地域では義務教育学校の充実に取り組みます。
- ③ 児童生徒が減少する中、小規模の良さを生かした「特色ある学校運営」を進めるため、義務教育学校「旭学園」を小規模特認校に指定することで、学校における一定数の集団を維持し、地域の教育環境を維持していきます。

イ キャリア教育の推進

- ① 小中一貫教育の中核としてキャリア教育を位置づけ、学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な資質・能力の育成を図ります。
- ② 発達段階に応じて指導内容・指導方法等を工夫しながら、教育活動全体を通した体系的なキャリア教育を推進します。

ウ コミュニティ・スクールの推進、地域学校協働活動の充実

- ① 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むために、核となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をさらに推進し、地域と共にある学校づくりを目指すとともに、学校という場を舞台にした大人と子どもの学び合いでの地域活性化「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。
- ② 地域学校協働活動により、地域社会の文化を教育に有効に接続させ、学びの多様化・深化を図り、社会に開かれた教育課程を推進し、学校と地域が相互にパートナーとして一体的に推進する体制を構築します。
- ③ 地域の人材の活用を図り、保育園や学校等で、子育てや教育支援活動を通して、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

エ 人権意識の高揚

- ① 町民一人ひとりが人権問題について理解を深めるため、関係諸機関との連携や効果的な啓発手法により、効果的で幅広い人権啓発を推進します。
- ② 学校教育においては、道徳教育や人権教育の推進、生徒指導体制の確立や教育相談の充実などにより、「いじめゼロ」、「命の大切さ」、「心の教育」などを行っていきます。

オ 生涯学習の推進

- ① 「だれもが、いつでも、どこでも」学ぶことのできる生涯学習の実現のために、生涯学習推進計画を基に、地域住民と行政が一体となった生涯学習推進体制づくりを推進します。
- ② 生涯学習の拠点として、既存施設の活用や設備の充実を図ります。また、各地域にある公民館や図書館などの整備・充実を図り、生涯学習の場の提供に努めます。
- ③ 多様化・高度化する住民の学習意欲に対応した学習内容の充実や体系化、住民の自発的な学習意欲を満たすような学習機会の充実を進めるとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、多様な学習情報の提供に努めます。
- ④ 学習成果を生かした地域社会づくりのための施策を推進します。
- ⑤ 学習成果を生かし、ボランティア活動など、お互いが支え合える地域社会づくりに主体的に参画できる施策を推進します。
- ⑥ だれ一人取り残さない包摂的な地域づくりのため、関係部局とも連携・協働して、地域における障がい者等の学びの場を確保し充実させます。

カ スポーツ活動の振興

- ① 誰もが無理なく継続できる運動やライフステージに合ったスポーツを推進することにより、地域住民がスポーツへ参加することで、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を推進します。また、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへの支援も引き続き行います。
- ② 社会体育施設と学校体育施設との相互利用を行い、既存の体育施設の有効活用を進めます。また、新設・改修や充実を図り、安全で使いやすい施設の維持に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	美咲中央小学校施設整備更新事業 加美小学校施設整備更新事業 中央中学校施設整備更新事業 加美小学校屋体空調整備事	美咲町	

		業 美咲中央小学校屋体空調整 備事業 旭学園屋体空調整備事業 柵原学園屋体空調整備事業 学校給食施設整備更新事業		
	スクールバス・ポート	スクールバス購入更新整備 事業	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、この20年間で人口が約4,500人減少し、令和6年の出生数は39人とどまるなど、地域の存続そのものが危機的な状況に直面しています。現在81の自治会が存在するものの、加入率の低下や役員のなり手不足が深刻化し、伝統行事や道づくり（河川・道路清掃）といった共同活動の継続が単独の自治会では困難な集落が増加しています。

地域運営の担い手は高齢男性に偏り、女性や若者の参画は十分とは言えません。加えて、価値観の多様化や共働き世帯の増加により、住民同士のつながりが希薄化し、孤立する世帯の増加も懸念されています。さらに、自治会が管理する集会所や13地域の拠点施設は老朽化が進み、維持管理費の増大が財政的負担となっています。あわせて、管理不全の空き家や老朽危険空き家の増加により、良好な生活環境の維持が困難となり、地域コミュニティの衰退に拍車をかけています。

(2) その対策

ア 小規模多機能自治（地域運営組織）の推進

自治会（集落）機能の低下を、複数の自治会からなる広域的な地域で支え合うことにより、地域活動だけでなく自治会自体の維持を図るため、13地区それぞれの地域特性を生かした住民主体の小規模多機能自治による地域マネジメントに取り組みます。

イ 多面的な交流の推進

- ① 交流を通じ人材を育成するため、行政、経済、教育、スポーツ、文化等、幅広い分野で地域間の交流を進めます。
- ② 友好交流都市の大阪府岬町と行政分野での包括的な交流を始め、住民レベルでの多様な交流を目指します。

ウ 関係人口の創出と拡充

- ① 地域住民との交流の機会を増やし、地域課題を明確にすることにより、地域課題の解決等に意欲を持つ町外の人、岡山県内外の大学の研究室・大学生、岡山県内の高校生及び町内の中学生との協働実践活動に取り組みます。
- ② 卓球やグラウンドゴルフ、野球等のスポーツ大会や教室を開催するとともに農村型リゾート施設「南和気荘」や「三休公園民話館」、民間宿泊施設等の宿泊施設の整備や設備の充実を進め、町内外のスポーツを通じた交流人口拡大を図ります。
- ③ みさきファンクラブやSNS、PR動画を通じて町の魅力を発信し、町外の大学生や高校生との協働活動、友好都市（大阪府岬町）との住民レベルの交流を深化させ、地域を支える「関係人口」を拡大します。
- ④ 空き家を改修して若者・子育て世帯向け住宅として提供するほか、取得しやすい分譲地の整備を推進し、集落の適正規模の維持に努めます。

エ 小さな拠点の形成

- ① 本町の特色や特性を生かし、世代や分野を超えた多世代にわたる交流やにぎわいが生まれ、地域活性化が促進される新たな交流拠点施設を整備し、旭地域、中央地域、柵原地域それぞれに小さな拠点を創るとともに、それぞれが連携することで、「人・モノ・お金・情報」の町内循環を創り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。
- ② 若者の雇用の場の確保と合わせて、若者の定住や都市等からの転入者を含めた良質な分譲宅地の整備をするとともに、住みよい快適な生活環境の推進に努力します。
- ③ 公共施設マネジメントに基づき、シンプルでコンパクトな「小さな拠点」施設を各地域に整備・集約します。

目標設定指数	令和6年度 (現況値)	令和9年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)	単位
小規模多機能自治による地域運営組織数	5	7	13	地区
小さな拠点整備数	3	4	5	施設

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	美咲町協働のまちづくり事業 町と地域が協働して、地域課題解決をするために、地域へ事業費を支出する。	美咲町	
		柵原総合文化センター改修事業	美咲町	
		公共施設除却事業 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の除却を実施。	美咲町	
	(3) その他	打穴里老人憩の家改修事業	美咲町	
		中央児童公園整備事業	美咲町	
		北和気地区交流拠点整備事業	美咲町	
		西川地区・三休公園交流拠点整備事業	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。

- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術・文化の振興

- ① 音楽、美術、演劇、映画等の芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるもので、その果たす役割は極めて重要です。
- ② 地域の文化財や伝統芸能は、歴史や文化を伝え、郷土への誇りや愛着心を高めるものであることから、保存と活用に努め、次世代に継承していくことが重要です。
- ③ 会員数や団体数は減少してきており、今後の継続的な芸術・文化活動のためには、担い手の確保と育成が必要です。
- ④ 芸術・文化活動の向上と裾野の拡大につなげるため、だれもが、いつでも気軽に芸術・文化に親しむことができる機会を増やしていく必要があります。

イ 歴史的文化の保存・伝承

- ① 長い歴史のなかで生まれ、守り伝えられてきた文化財や郷土文化資料、民俗芸能等、有形無形の文化資源は、新たな文化を育む町民の財産であり、町民自らが地域の文化として理解しながら、それを次世代に伝えていくことが望まれます。
- ② 文化資源を通じて、身近に先人の苦労や豊かな知識に触れ、次代を担う子どもたちがふるさとへの新たな思いを養い、町への愛着と誇りを育む事業の展開が重要です。
- ③ 文化資源を活用し、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と関係人口の拡大の取り組みが必要です。
- ④ 歴史的な建造物として、国指定3件、県指定21件、町指定29件の合計53件の重要文化財があり、計画的な保存修理が求められています。
- ⑤ 月の輪収蔵庫は、施設の老朽化が進んでいることから整備が必要となっています。
- ⑥ 地域文化が次の世代へと語り継がれ、伝承されるために、歴史の語り部となる人材や、民俗芸能活動の中心となる若い世代の担い手の育成が求められています。
- ⑦ 核家族化や地域のつながりの希薄化により、地域の歴史や文化を直接学ぶ機会が減少しています。町民自らが地域の魅力に気づき、誇りを持って次世代へ語り継ぐ仕組みづくりが必要です。

(2) その対策

ア 自主的・創造的文化活動の支援

- ① 自主的に文化活動を行い、その成果を発表する場や機会を提供します。また、文化的な講座を開設し、文化活動を広げます。
- ② 文化財保護委員の専門的知見を活用し、貴重な有形・無形文化財の適切な管理と計画的な保存修理を推進します。

イ 文化交流の促進と人材の育成

- ① 他市町村の文化団体等を招いたり地元の優れた人材を派遣しながら、文化交流を促進します。また、創作や発表の場を提供し、地元アーティストを育成します。
- ② 文化連合会は、芸術文化の発展及び情緒豊かな町民文化の向上を目指し、各地域の文化協会と連携を図り、文化交流を進めています。また、記録保存のために冊子を制作するなど、芸術文化の次世代への継承にも力を入れています。

ウ 郷土の文化財の活用

- ① 郷土の貴重な文化財を保護し、収集・保存し魅力ある地域社会を創造することにつながります。
- ② 文化財保護の大切さを町民に啓発するとともに、伝統文化行事などを後世に引き継ぐように努めます。
- ③ 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが身近な先人の苦労や豊かな知識に触れる機会（ふるさと学習）を充実させ、シビックプライドを育みます。

目標設定指数	令和 6 年度 (現況値)	令和 9 年度 (目標値)	令和 12 年度 (目標値)	単位
文化発表会等の開催回数	5	7	7	回
さくらのうた応募数	1,529	1,700	1700	点

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(1) 地域文化 振興施設等 その他	本山寺保存修繕事業補助金	本山寺	
		月の輪収蔵庫修繕事業	美咲町	
		月の輪古墳公園整備事業	美咲町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。

- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、穏やかな気候に恵まれた、自然豊かな中山間地のまちです。日本の棚田百選に選定された大坪和西棚田や小山棚田をはじめ、東西にわたる中国自然歩道の沿線には、吉備清流県立自然公園や自然環境保全地域があります。豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐためには、環境の保全のみならず、社会経済システムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、住民一人ひとりが自ら環境問題の当事者であるという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践することが求められています。

本町も再生可能エネルギーの導入が進む中で、休耕田の転用や森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置が急増しており、土砂災害等の自然災害の発生や、動植物の生息地の破壊による生態系への影響、洪水の発生や水質への影響、また景観への影響等が懸念されています。太陽光発電施設については、直接的な設置規制を行える法規制がないことから、地域住民と太陽光発電事業者との関係悪化（トラブル）が発生しています。

(2) その対策

- ① 「美咲町地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境負荷を軽減するため、省エネルギー活動を推進し、再生可能エネルギーの導入及び将来の産業創出の可能性について検討します。
- ② 太陽光発電事業者に対し、「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」や経済産業省資源エネルギー庁制定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する法令、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」の遵守を求めます。
- ③ 国や岡山県と連携し、開発事業者に対し、「美咲町開発事業の調整に関する条例」及び「美咲町開発事業の調整に関する条例施行規則」の遵守を徹底させることで、自然環境への重大な影響を与える開発は厳格に抑制するように努めます。
- ④ 再生可能エネルギー電力と電気自動車（EV）を組み合わせた走行時排出量ゼロのライフスタイルの実現に向け、普及啓発を推進する。あわせて、EV（軽自動車・軽貨物自動車）への充電及びEVから建物へ電力供給が可能な充電設備の整備を支援するとともに、家庭用蓄電池等の導入を促進し、脱炭素化と災害時のエネルギー確保を図る。

(3) 計画

対象となる個別計画なし

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

美咲町の公共施設の現状や課題に関する基本的な認識をふまえ、公共施設等を総合的に管理していくために次の基本方針を定めています。この基本方針と整合性を図りながら事業を進めていきます。

ア 総量の適正化

- ① 原則新設は行いません。
- ② 新設が必要な場合は、地域の活性化や効果、統廃合や複合化、多機能化、広域利用や周辺施設の配置状況を踏まえ、維持管理費の抑制を考慮して行います。
- ③ 廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の総量を制限します。
- ④ 必要な機能やサービス水準を確保します。
- ⑤ 処分を原則とし、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ インフラ資産は、町民生活に欠かせないライフラインでもあります。安全性、重要性を確認しながら、適正化を図ります。
- ⑦ 施設の新設をした場合、機能の重複する古い施設は原則廃止します。

イ 長寿命化の推進

- ① ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減、平準化を進めます。
- ② 計画的な維持管理が行えるよう、施設状況の把握や、公表を含めた管理体制を構築します。
- ③ 利用施設の耐震性確保など、安全の確保に努めます。

ウ 民間活力の導入

- ① 質の向上や、維持管理費用の抑制など、民間ノウハウの積極的な活用を図ります。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	中山間地域等直接支払事業 中山間地域等直接支払事業に係る事業費を支出する。	美咲町	中山間地域の荒廃地の減少が図られる。
		多面的機能支払交付金事業 多面的機能支払交付金事業に係る事業費を支出する。	美咲町	中山間地域の荒廃地の減少が図られる。
		まつり補助金（夏祭り） 及びまつり委託料（さくらまつり、秋まつり）による事業実施。	美咲町	地域行事により誘客を図り関係人口の増加が期待できる。
		鳥獣害対策事業 鳥獣害被害を軽減するための補助金を交付する。	美咲町	町獣害の被害を軽減することで、荒廃地の減少が図られる。
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	黄福タクシー事業 美咲町の公共交通の位置付けとして、タクシー利用に補助を行い、交通手段を確保する。	美咲町	高齢者及び妊婦の交通手段を確保することで、高齢者の生きがいづくりと妊婦の出産までの負担軽減が図られる。
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 児童福祉	育児支援手当等給付	美咲町	家庭での子育て環境の経済的負担の軽減による少子化対策としての効果が期待できる。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業	子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。	美咲町	経済的負担の軽減により、安心して子どもを育てられる環境ができ、少子化対策としての効果が期待できる。
		心身障がい者医療費扶助 心身障がい者医療費を扶助することにより、障がい者子育て家庭の負担を軽減する。	美咲町	経済的負担の軽減により、障害のある人の自立や社会参加しやすい環境づくりが図られる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	美咲町協働のまちづくり事業 町と地域が協働し課題解決をしてまちづくりをするために、地域へ事業費を支出する。	美咲町	住民が主体となって自助・共助の視点による地域づくりに繋がり、地域活性化が図られる。

美咲町過疎地域持続的発展市町村計画

発行年月 令和 8 年 3 月

発 行 美咲町 地域みらい課
〒709-3717
岡山県久米郡美咲町原田2144-1
TEL 0868-66-1191
FAX 0868-66-2038
<https://www.town.okayama-misaki.lg.jp>